

# 平成31年第1回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 平成31年1月24日(木)  
午後3時00分～  
場 所 杉戸町役場第1庁舎  
3階会議室

1. 開 会
2. 挨拶
3. 明日の農業担い手育成杉戸塾 終了認定式「葛西 英昭 氏」
4. 講演  
農地中間管理事業の推進について 埼玉県農林公社 前田 氏
5. 議題
  - 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
  - 2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
  - 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
  - 4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
  - 5) 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
  - 6) 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
  - 7) 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について
6. その他
7. 閉 会

## 農業委員

出席委員 14名

1番	増 山 貞 男 君	2番	倉 持 登 君
3番	中 村 明 君	4番	小 島 一 男 君
5番	張ヶ谷 一 郎 君	6番	青 木 徹 雄 君
7番	鈴 木 豊 君	8番	坂 路 誠 君
9番	青 木 邦 夫 君	10番	大 島 かづ子 君
11番	小 島 キヨ子 君	12番	戸 賀 崎 邦 雄 君
13番	後 藤 勇 君	14番	高 崎 勇 君

欠席委員 なし

## 農地利用最適化推進委員

出席委員 12名

1番	井 上 清 一 君	2番	鈴 木 徳 男 君
----	-----------	----	-----------

3番	今	野	秀	明	君	4番	山	崎	松	男	君
5番	濱	田		茂	君	6番	白	石	守	利	君
7番	川	島	広	伸	君	8番	上	原	勝	正	君
9番	細	井	純	一	君	10番	松	田	英	雄	君
11番	上	原	一	夫	君	12番	加	藤		互	君

欠席委員 な し

事務局

事務局長	田	原	和	明	局次長	宇	佐	見	毅
書記	松	本	公	秀	書記	古	谷	崇	

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 ……ただいまから平成31年第1回農業委員会定例会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎挨拶

○会長 ……（録音漏れ） ……ある程度勉強会をしていきたいというふうに思っています。ご了承いただければなと思います。

いずれにいたしましても、平成31年の第1回でございますが、平成も4月で終わりで、新年号に5月から新しくなるということでございます。若干情報ですと、事務局から聞きますと、遊休農地のほうは若干微増でございますが、ふえているような状況にあるかなというふうに伺っております。農業委員の数は減っても、強力な推進委員さんもらっしゃいますので、今年は何としても遊休農地を前年よりは少なくしていくという努力を、形でなくて現場で皆さんにご協力してもらいながら解消に向けて頑張っていきたいと思っておりますが、その際にご協力いただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

また、今日勉強会もありますが、議案が少ない場合は事務局に言って、何か機会があるたびに、何かいろいろ勉強会を開ければなというふうに感じておりますが、その点につきましてもご了承いただければ、少々変更で長くなりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

話まとめませんが、挨拶にかえさせていただきます。今日は大変ご苦労さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

◎明日の農業担い手育成杉戸塾 終了認定式

○局長 それでは、次第に基づきまして、3番でございますけれども、明日の農業担い手育成杉戸塾終了認定式を行います。

それでは、葛西さん。

○会長 明日の農業担い手杉戸塾終了証書。葛西英昭様。あなたは明日の農業担い手杉戸塾の研修課程を修了したことを認定します。平成31年1月24日。明日の農業担い手杉戸塾塾長、後藤勇。

大変ご苦労さまでした。よろしく申し上げます。（拍手）

○葛西英昭氏 葛西英昭と申します。お世話になります。杉戸町の農業塾の塾生として、今日卒業させていただきました。上原さんと増山さんから指導を受けまして、ここに至る次第です。本当にありがとうございます。今後とも努力しまして、地域の農業に貢献できるようしっかりやっていきたいと思っております。

ちょっと余談にはなりますが、私の息子も杉戸農業の卒業生でありますので、親子ともども今後こつこつやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。（拍手）

○局長 葛西さんは、椿を拠点に水稻、稲を中心に経営をしたいということでございますので、遊休農地とか何かありましたら、ぜひ皆さんも知恵を、情報を提供してあげて、一日も早く自立できるようによろしくお願いをしたいというふうに考えています。では、よろしく申し上げます。

○葛西英昭氏 よろしく申し上げます。失礼いたします。

◎講演

農地中間管理事業の推進について 埼玉県農林公社 前田氏

○局長 それでは、次第に戻りますけれども、早速議事に入りたいと思っております。それでは、会長の進行のもとよろしく

お願いいたします。

◎議案第1号

○会長 大変お疲れさまです。続いて、議案のほうに入ってまいります。着座のまま進めてまいりますので、よろしく  
お願いします。

また、推進委員さんにもお願い申し上げますが、冒頭着任、就任いただいたときに、議案についての議決権はあり  
ませんが、ご意見を聞くことがあるということで、お伺いすることもあると思うのですが、座っているだけでは飽き  
てしまっはいけないから、なるべくは質問できる範囲は意見をお聞きしたいと思っておりますので、その点はよろ  
しくお願いを申し上げます。

最初に、議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて、ナンバー1、事  
務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、大字佐左エ門〇〇〇〇一〇、田、1,600㎡。譲渡人、さいたま市、〇〇〇〇。譲受人、佐左エ門、〇〇  
〇〇。譲受人面積、95アール。労力、3人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1につきましては、〇〇氏が1,600㎡を取得するものでございますが、相続により分けた農地を本家のほう  
に戻すような形の譲渡となっております。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保しており、農業経営は3人で  
行っております。通作距離は、自宅から約100メートルでございます。場所は、大字佐左エ門、神扇落としの佐左エ門  
橋の西側になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、青木徹雄委員、お願いします。

○農業委員6番 1月15日の午後、譲受人、〇〇〇〇さんのお宅を訪問し、営農意欲について確認いたしました。それ  
から、農機具についての調査なのですけれども、トラクター2台、耕運機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、  
乾燥機1台、田植機が1台、それからもみすり機が1台、脱穀機が1台ございました。それから、5項目については、  
抵触しない旨の回答を得ております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして、ご質疑をいただきたいと思いますが、ご質疑ございますか。農業委員さんは大丈夫ですか。  
よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナ  
ンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー 1、大字椿〇〇〇一〇、畑、85㎡。申請人、神奈川県藤沢市、〇〇〇〇。転用目的、墓地。農振農用地区域ですが、当初除外となります。

ナンバー 1につきましては、昭和45年当時の航空写真で、既に墓地として利用されていることが確認されております。そのため、追認により当初除外が認められます。既に墓地として利用されておりますので、周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われま。場所は、大字椿、船渡橋の北東付近になります。

以上でございます。

○**会長** 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、増山委員、お願いします。

○**農業委員 1 番** 調査報告いたします。

〇〇氏本人に直接お話を伺いました。神奈川県藤沢市の住所でございますが、もともとは椿にお住まいの方でございます。昔からお墓がここにあってございますが、昭和46年に桜井土地改良区がありまして、耕地整理があったわけです。それで、換地になりましたら畑で換地になったということで、〇〇さんの母親もこれを何とか直したいと思っていたのですが、途中で亡くなりまして、〇〇さんが相続人でございますので、これを何とか直したいということでございます。この墓地は、〇〇さん、これから永代守っていくそうでございますので、よろしく願いしたいと思ひます。

以上でございます。

○**会長** 調査報告が終わりました。

この件につきまして、ご質問を受けたいと思ひますが、何かご質問がございますか

はい、どうぞ。

○**農業委員 8 番** 現状、もう墓地になっているということですか。

○**会長** どうぞ。

○**農業委員 1 番** これは、昔からのおうちの方でございますが、昔からこの墓地はありました。私この目で確かに見てまいりました。

以上でございます。

○**会長** 備考に書いてありますとおり、当初除外でございます。昭和45年以前に、全て墓地として使われていたということでございます。ただ、45年の、増山委員さんから説明があったとおり、土地改良のときに間違っ畑に登記してしまったという感じがしております。当然、当初除外でありますので、要件としては問題ないと私も思ひますが、よろしいですか。

私が言ってしまっはおかしいな。失礼しました。採決しますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**会長** 議案第 2 号、ナンバー 1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○**会長** 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第 3 号

○**会長** 続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー 1—1 から 1—2、事務局の説明をお願いします。

○**書記** 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー 1—1、大字下高野字佐内新田前〇〇〇〇—〇、畑、686㎡。ナンバー 1—2、大字下高野字佐内新田前〇〇〇〇、畑、621㎡。合計1,307㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇。譲受人、清地 2 丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的、分譲住宅。農振農用地区域外、都市計画法34条11号区域となります。

ナンバー 1—1 から 1—2 については、譲受人の〇〇〇〇が分譲住宅 4 棟を建築するため許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法34条11号区域内の第 2 種農地で、転用による悪影響はないと思われま。資金計画は、全て自社資金により計画しております。場所は、大字下高野、化学物質評価研究機構の西側になります。

以上でございます。

○**会長** 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましては、調査報告、大島委員、お願いします。

○**農業委員10番** 調査依頼があり、調査いたしました。

1月18日に現地にて、譲受人の〇〇〇〇様、譲渡人の〇〇〇〇様、〇〇〇〇様も立ち会いしていただき、確認いたしました。周辺は住宅地がふえつつ、農業を続けるには大変ということでした。分譲住宅 4 棟を建設することとなっております。調査 5 項目についても問題ありませんでした。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○**会長** 調査報告が終わりました。

この件について、推進委員であります鈴木さんにご意見をお聞きしたいと思いますが、何かございますか。

○**推進委員 2 番** 自分も同じ集落でして、この畑のすぐ隣は 6 軒北側に住宅地ができていまして、その隣にも現在 2 軒の住宅が今建設中でありまして、私より幾つ下かな、の方なのですけれども、私がこの場所を耕うんしたことがありますし、隣の〇〇さんも親戚ということで、雑草が生えないようにということで耕うんしたことがあるそうですけれども、この住宅地、何ら問題はないかと思ひます。ご検討をお願いします。

○**会長** ありがとうございます。

この件につきまして、質疑を受けたいと思ひます。農業委員さんのほうから、何かご質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**会長** それでは、採決に移ります。

議案第 3 号、ナンバー 1—1 から 1 の 2、賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手（全員）〕

○**会長** 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第 3 号、ナンバー 2、事務局の説明をお願いします。

○**書記** ナンバー 2、大字本郷字西下〇〇〇〇—〇、畑、371㎡。譲渡人、大字本郷、〇〇〇〇。譲受人、蓮田市、〇〇〇〇、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。農振農用地区域外、都市計画法34条11号区域となります。

ナンバー 2 については、譲受人の自己用住宅を建築するため許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法34条11号区域内の第 2 種農地で、転用による悪影響はないと思われま。資金計画は、融資により計画しております。場所は、大字本郷、本郷会館の西側付近となります。

以上でございます。

○**会長** 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、高崎副会長、お願いします。

○農業委員14番 それでは、報告させていただきます。

1月の19日土曜日ですか、午前中、譲渡人、〇〇〇〇さんとお会いしまして確認をさせていただきました。〇〇さんは前にも、2年ぐらい前にも近くに同じような申請がありまして、今回も申請したということで間違いないということでした。

そして、譲受人、〇〇〇〇さん、それから〇〇さん、これは蓮田でございますので、電話で確認をさせていただきました。〇〇さんは〇〇さんの奥様ということでございます、内容についてお聞きしましたところ、申請どおり間違いないということでした。

そしてまた、現地を確認しました。畑、住宅と住宅に囲まれて、耕作は今していない状態でございます。住宅ができることによって、周辺に悪影響ということはありません。また、5項目についても確認をさせていただきましたけれども、該当はないということでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして、近いところで白石推進委員さん、ご意見お聞きしたいと思いますが、何かございますか。

○推進委員6番 私も前、近くというかこの申請したところ、時に振興審議会のほうでお世話になったのですけれども、何らやっぱり問題ない土地だと思いますので、ご審議のほうよろしく願います。

○会長 ありがとうございます。

この件につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございましたら、挙手の上、ご起立をいただいて、質疑を受けたいと思います。何かございますか。

採決に移りますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 議案第3号、ナンバー2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー1から5、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。関連がありますので、一括してご説明のほうを差し上げます。

ナンバー1からナンバー5、利用権の設定を受ける者、才羽、〇〇〇。耕作面積、6,269アール。利用権を設定する土地、北蓮沼〇〇〇、田、905㎡。北蓮沼〇〇〇、田、425㎡。北蓮沼〇〇〇、田、1,610㎡。北蓮沼〇〇〇、田、1,254㎡。ナンバー1から4合計で4,194㎡。ナンバー5、椿〇〇〇、田、5,490㎡。設定する利用権、全て賃貸借、内容は田。始期平成31年2月1日から、平成35年12月31日まで、期間4年11カ月。借賃、年10アール当たり30キロ。利用権を設定する者、ナンバー1からナンバー4については、北蓮沼、〇〇〇。ナンバー5については、杉戸5丁目、〇〇〇〇。ナンバー1から5全て新規となります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を小島一男委員、お願いします。

○農業委員4番 農用地利用集積計画書に基づきまして、1月19日にお会いをいたしまして調査をいたしました。〇〇

○さんなのですけれども、このうちも高齢で自分ができないということで、以前は○○○○さんという方がつくっておったのですけれども、○○○○さんという方が高齢でできなくなったと。それで、○○さんにやってもらうということでお願いしたということでお聞きいたしました。計画書に基づいて調査したわけなのですが、先ほど事務局が報告したとおりに間違いありません。

それから、○○○○さんにつきましても、1月の19日お会いをいたしまして、聞き取り調査を行いました。計画書に基づきまして聞き取りしたわけなのですが、以前は実家の息子とおばあさんがやっていたわけなのですが、そのうちはなくなってしまって、今回新しく契約するというので、○○○さんは姉さんに当たるそうです。それ聞き取りしましたところ、間違いはないということです。先ほど役場から、事務局から伺ったとおりに相違ありません。

それから、お二人とも5項目にわたる調査項目については問題なしと聞き取りました。ご審議よろしくお願いたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑がございましたら、農業委員さん、質疑を受けたいと思います。何かございますか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長 採決に移ります。

議案第4号、ナンバー1からナンバー5、賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手(全員)]

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、事務局の説明をお願いします。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー1、大字堤根字鷺田○○○○—〇、畑、995㎡。賃貸人、堤根、○○○○。賃借人、堤根、○○○。平成30年12月19日付で受けております。こちらは、農地法の解約となります。

続きまして、専決報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1、大字本郷字東中○○○—〇、田、954㎡。申請人、春日部市、○○○。転用目的、工場敷地。平成31年1月10日付で受けております。

専決報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1—1、倉松5丁目○○○、田、89㎡。ナンバー1—2、倉松5丁目○○○、畑、492㎡。合計581㎡。譲渡人、長野県、○○○○。譲受人、清地2丁目、○○○○株式会社、代表取締役、○○○。転用目的、分譲住宅。平成30年12月11日付で受けております。

ナンバー2、高野台西1丁目〇—〇、畑、195㎡。譲渡人、葛飾区、○○○。譲受人、宮代町、○○○○。転用目的、自己用住宅。平成30年12月11日付で受けております。

以上です。

○会長 専決報告まで終わりました。

◎その他

○書記 なお、本日の議事録署名については、小島キヨ子委員、戸賀崎委員に総会終了後お願いいたします。

以上でございます。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会を高崎副会長にお願いします。

○副会長 それでは、お疲れさまでした。ちょっと閉会の挨拶の前に、皆様にお知らせをさせていただきたいと思えます。

1月の11日の農業新聞で皆さんごらんになったかと思うのですが、全国で約80%推進委員さんが置かれて、1,360団体が推進委員さんがおります。その中で、平均しますと1団体当たりが約13人ということでございます。杉戸町は、12名ですね。1人当たりの持つといいますか、受け持つ面積は全国でどのくらいかという、約198ヘクタール、約200町だそうです。杉戸町で換算しますと1,360と思いますので、12名で換算しますと約百十幾つですね。ですから、極端なことを言うと、全国の皆さん、推進委員さんの担当する面積の約半分、200と100ちょっとですから半分ということになります。ですから、これから推進活動をしていただく上で、よりきめ細かい管理といいますか、推進ができるのではないかなと思ひまして、全国から見た杉戸町の立場といいますか位置、そんなところになっていきますので、今後もよろしく願ひいたします。

それでは、これをもちまして第1回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、2月25日月曜日です。今までは、ちょっと週中とかありましたけれども、今回は週明けです。月曜日になります。15時から役場第1庁舎3階会議室を予定しております。皆様の出席をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

平成31年1月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 小 島 キヨ子

署 名 委 員 戸 賀 崎 邦 雄